

令和5年6月市議会定例会

議 案

< 報第15号 >  
}

< 報第17号 >

焼 津 市

令和5年6月市議会定例会

議案目次

議案番号	件 目	頁
報第14号	株式会社焼津水産振興センターの令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画について	別冊
報第15号	専決処分事件の報告について（構築物破損事故に起因する損害賠償事件について）	1
報第16号	専決処分事件の報告について（道路管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について）	2
報第17号	専決処分事件の報告について（道路管理瑕疵による歩行者負傷事故に起因する損害賠償事件について）	3

報第15号

専決処分事件の報告について

「構築物破損事故に起因する損害賠償事件について」を令和5年6月12日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月28日提出  
焼津市長 中野 弘道

専第12号

構築物破損事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、構築物破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和5年6月12日専決処分  
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 19,800円

専決処分事件の報告について

「道路管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について」を令和5年6月15日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月28日提出  
焼津市長 中野 弘道

専第13号

道路管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、道路管理瑕疵による自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和5年6月15日専決処分  
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 17,490円

専決処分事件の報告について

「道路管理瑕疵による歩行者負傷事故に起因する損害賠償事件について」を令和5年6月26日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月28日提出  
焼津市長 中野 弘道

専第14号

道路管理瑕疵による歩行者負傷事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、道路管理瑕疵による歩行者負傷事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和5年6月26日専決処分  
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]  
法定代理人  
住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 18,860円